

◇ 未払計上した使用人賞与

Q : 当社は3月決算の法人です。前期は業績が好調だったため、決算賞与の支給を決定し、3月中にすべての従業員に支給額を通知、未払賞与として帳簿にも付けました。しかし、資金繰りの都合により支給が5月末になってしまいました。

この未払賞与は、平成15年3月期の税務上の損金の額に算入することができますか？

A : 平成15年3月期の損金の額に算入することはできません。

【解説】

法人税法では、会社が使用人に対して支給する賞与については、原則としてその支給をした事業年度の損金の額に算入することとされています。

ただし、次のすべての要件を満たす場合には、支給額の通知をした事業年度の損金の額に算入してもよいこととされています。

- ① 支給額を、すべての使用人に対して、各人別にかつ同時期に通知していること。
- ② ①の通知をした金額を、通知をしたすべての使用人に対し、その通知をした事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③ ①の通知をした事業年度において、その支給した金額を損金経理（未払賞与として帳簿に付けること）していること。

したがって御社の場合は、上記②の要件を満たしていないので、平成15年3月期の損金の額に算入することはできません。

